



曾於市

Agriculture Committee Magazine of SOO-City

農業委員会だより

令和5年3月発行(第18号)曾於市農業委員会



【スタイリッシュ農業ファッションショーの様子】

主な内容

- ◇会長あいさつ..... 2
- ◇市長への政策提言..... 3
- ◇農作業別標準賃金表..... 5
- ◇曾於市賃借料情報..... 6
- ◇曾於市農業委員会委員の
候補者の募集について..... 7
- ◇農業者年金制度について
新規加入者の声・農業者年金受給者の声..... 8
- ◇農地転用等について..... 9
- ◇認定農業者・新規就農者紹介..... 10
- ◇農業委員・農地利用最適化推進委員名簿、
全国農業新聞の購読..... 10

豊かな自然の中で
みんなが創る
笑顔輝く元気なまち



会長あいさつ



曾於市農業委員会 会長 山口 裕之

農業委員会だより第18号の発行にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

市民の皆様には、かねてより農業委員会の業務に関しまして、格段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年は、農業委員会女性部主催で、初めて開催しました農業ファッションショーに多数ご来場頂き感謝申し上げます。講演や屋外マルシェ等も含めて、主催者側としては、大変満足しているところです。コロナ禍ではありましたが、何とか開催できて安堵したところでした。

さて、現在、曾於市では、人・農地プランの実質化を推進し、地域計画策定に向けて、取り組みをしていく予定です。めざすべき将来の農地利用の姿を明確化するもので、農業委員会は、モデル地区を選定し、取り組みの出発点として、目標地図の素案を作成するなど重要な役割を担っております。担い手への農地集積・集約化についての話し合いをし、5年後、10年後の地域の農地の在り方について、しっかりと話し合う取り組みとなります。また、農地の「貸したい」「借りたい」総点検（1・5・一・絵）として農地の所有者にアンケート調査も行っているところです。これにより農地を貸す人と借りる人のマッチングに繋げていく考えです。

また、昨年9月28日に、本誌3ページから4ページに掲載してありますとおり、市長に対し、大きく5点程、政策提言を行ったところであります。その中で最近一番問題になっている鳥獣被害については、毎年お願いしていますが、より一層の取組をお願いしているところです。その他、農業公社の活用や肥料等の検討等をお願いしたところです。

重要課題としては、農地を農地以外にする場合、農業委員会に申請手続きをする必要がありますが、これまでに、農地を農地以外で申請せずに利用されている状況が散見され、国からの指導の下に、昨年度から無断転用解消に取り組んでいるところです。無断転用がある場合は、農地が持てなくなる場合や転用もできないおそれがありますので、注意して頂きたいと思います。農地を農地以外に利用する場合は、必ず農業委員会の許可を得る必要がありますのでご相談頂きたいと思います。

農業委員会では、曾於市民のための基幹産業であります農業を守り育てるため、農地として残さなければならない「優良農地」と「山林等に返っても仕方がない農地」に区分しながら、優良農地の確保と有効利用、担い手農家への優良農地の集積・集約化、優良農地内の耕作放棄地の発生防止及び解消等、また、各種申請に対し、公平迅速に対応できるように取り組んでまいります。特に優良農地の有効利用につきましては、委員・職員一丸となって、積極的な活動を推進してまいりますので、今後ともご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

市長への政策提言



令和 4 年 9 月 28 日、曾於市農業委員会は、地域農業振興のため、農業者の声を集約して、農業政策に関する政策提言を市長に提出しました。

1. 鳥獣被害対策の駆除体制の見直しについて

鳥獣被害対策においては、鳥獣被害対策に特化した係の設置や曾於市イノシシ等被害防止事業補助金など、様々な面において対応していただき、農業者として心より感謝いたすところであります。

現在の駆除体制は、狩猟期間内（11/1～3/31）と狩猟期間外（4/1～10/31）での手続きに若干差異はありますが、被害を受けた方から相談があった際は、猟友会を通して駆除していただく流れと伺っています。現在猟友会員は、市全体で 177 名いらっしゃるようですが、高齢化等により年々減少しているように感じています。

会員の減少と反比例するように、特にイノシシの被害は年々増加傾向にあり、猟友会の会員だけでは、市全体の駆除対応が難しい状況ではないかと感じています。

また農業者の中には、狩猟免許は取得するものの、猟友会に加入する方が少ないと思われます。

そのため、猟友会に加入せずとも、加害鳥獣を捕獲した場合は、捕獲報奨金が支払えるようにできないか検討していただきたい。

そうすることにより、まずは各個人で地元の農地を鳥獣被害から守ることで、個体数の減少にも繋がり、近隣の耕作者にも喜んでいただければ、農業者全体の耕作意欲の向上に繋がると考えます。

2. 農業公社を活用した人材確保について

本市も人口減少や高齢化が進み、農業に限らず、労働力不足が深刻化してきています。一昔前は、シルバー人材センターを利用し、派遣していただいていたのですが、最近では農業に従事してくださる方が少なく、作業が滞ってしまうケースが発生しています。

大規模農家の方などは、独自で外国人技能実習制度を活用し、何とか労働力を確保して

いるようですが、この制度を利用することが難しい農家は規模拡大をしたくても労働力を確保することができないため、農地の集積・集約化にも影響が出てきています。

そこで、農業公社で外国人技能実習制度を導入していただき、労働力が不足している農家に派遣する事業に取り組んでいただけないでしょうか。

また、公社以外にも農福連携事業へ更なる支援や、公務員の副業の推進及び広報、民間企業が取り組んでいる『おてつたび』などの情報発信も是非検討していただきたい。

※令和4年7月末時点の高齢化率 42.4% 昨年度比 +0.8%

3. 肥料価格高騰対策について

世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、ロシアによるウクライナ侵略等の影響により、化学肥料原料の国際価格が大幅に上昇し、肥料価格が急騰していることから、国も時限的ではありますが、化学肥料の2割低減を実現するための取組メニューの中から2つ以上を実施する農家に対し、肥料コスト上昇分の一部を支援する事業が始まりました。

近年では、肥料や堆肥を使用する際、ペレット状のものが使い勝手がよく、散布時間の短縮にも繋がることから、国も使用の推進を始めています。

鹿児島県経済連においては、堆肥と化学肥料とを混合した肥料（ペレット状）の生産に取り組まれ、茶用2種類、園芸用1種類が販売されていますが、価格がやや高いと感じます。

そこで、本市においては、有機センターを保有していることから、牛糞・豚糞及び鶏糞を活用し、安価なペレット状の堆肥の製造に取り組んでいただきたい。

また、有機センターにおいて、市内で発生する家畜排泄物をこれまで以上に再利用していただくことで、世界中で取り組んでいる持続可能な開発目標（SDGs）の取組にも貢献できると考えます。

4. 新規就農者に対する支援について

昨今では、新規就農をされる方は、本市においても貴重な人材と考えております。

この貴重な人材を今後の担い手として活躍していただけるように、関係機関と密に連絡を取り、早い段階で経営安定を図り、青色申告まで行えるよう支援していただきたい。

なぜなら、過去を振り返ると、口蹄疫や鳥インフルエンザ、豚コレラ等の家畜伝染病感染による減収や、異常気象等による農作物の販売価格の下落による減収があり、農家にとっては不安定な経済状況に立たされています。

そのため、共済組合等が取り扱う「収入保険制度」がとても重要と考えます。しかし、この制度に加入するには、まず確定申告の際に「青色申告」をしている必要があり、基準となる収入を見るため、青色申告を5年間継続して行っている農家が対象というのが基本ですが、青色申告の実績が1年分しかない場合でも加入はできるようになっているため、市や県の関係機関の支援が大変重要であると考えます。

5. その他

これまでに要望した、口蹄疫や鳥インフルエンザ等の畜産に関する防疫対策、また山林を再造林する際の緩衝地を設けること等については、継続した取組を要望します。

また、本市の農畜産物の流通を加速させるためにも、都城末吉道路及び曾於志布志道路の早期完成はもちろんですが、大隅南地区へのスマートインターチェンジの設置についても国や県へ要望していただきたい。

令和5年度農作業別標準賃金表

令和5年度農作業別標準賃金を次のとおり設定しました。

整備済の平均的な農地を標準としていますので、参考にしてください。

※消費税は含まれていません。

作業の種類			区分	標準賃金	備考								
一般作業			1日8時間労働	6,824円	※鹿児島県最低賃金より (時間額853円)								
水田作業	荒	起	10a当たり	4,000円	イタリアン跡地5,000円								
	中	代	10a当たり	4,000円									
	植	代	10a当たり	6,000円									
	畦	塗	1m 当たり	90円	畦塗り機使用								
	田	植	え	10a当たり	6,500円								
	水	稲	育	苗	1箱当たり	580円							
	稲刈り	コンバイン	10a当たり	16,000円	倒伏・湿田等で刈取りに支障がある場合は割増								
	脱	穀	コンバイン袋(1袋)	500円									
	サ	ブ	ソ	イ	ラ	ー	10a当たり	3,000円	排水作業				
一般畑作業	肥	料	機	械	散	布	10a当たり	2,000円	1回当たり				
	堆	肥	散	布	(完熟堆肥のみ)	10a当たり	2,500円	マニアスプレッダー使用					
	ロ	ー	タ	リ	ー	耕	耘	10a当たり	4,000円	イタリアン跡地5,000円			
	深	耕	ロ	ー	タ	リ	ー	10a当たり	11,000円				
	マ	ル	チ	作	業	1本当たり	2,500円	1本400m, 資材費本人負担					
	同	時	マ	ル	チ	(テロン)	1本当たり	3,000円	1本400m, 資材費本人負担				
	土	壌	消	毒	1缶当たり	3,000円	10a当たり1缶, 鎮圧は別途料金						
	ブ	ラ	ウ	耕	起	10a当たり	4,500円						
	ブ	ラ	ソ	イ	ラ	ー	10a当たり	3,500円					
飼料作業 (播種・収穫等)	甘	藷	つ	る	切	り	10a当たり	5,000円					
	ト	ウ	モ	ロ	コ	シ	等	播	種	10a当たり	3,500円	種子代は本人負担	
	コ	ー	ン	ハ	ー	ベ	ス	タ	ー	10a当たり	15,000円	1ヶ所10a以上	
	イ	タ	リ	ア	ン	刈	取	10a当たり	3,000円				
	イ	タ	リ	ア	ン	集	草	・	反	転	10a当たり	1,000円	1回当たり
	イ	タ	リ	ア	ン	梱	包	1梱包	130円	ヘーベラー(ヒモ代を含む)			
	ロ	ー	ル	ラ	ッ	ピ	ン	グ	1ロール	3,500円	標準(直径1m×高さ1m)		
	ロ	ー	ル	(ラ	ッ	プ	なし)	1ロール	2,500円	標準(直径1m×高さ1m)			
ブ	ー	ム	モ	ア	作	業	1分当たり	100円	1時間当たり6,000円				
有機センター堆肥散布料 (原料代含む)			2t車	13,500円～	土着菌入り有機堆肥で、土づくり を図りましょう!								

☆この表の標準賃金は、市内外の農作業等を基準に設定されたものです。地域の慣行賃金や作業の難易度・土地条件等によって額が違ふと思われますので、標準額を参考に両者で話し合っ、適正な賃金で農作業がスムーズに行われるようにしてください。

曾 於 市 農 業 委 員 会 事 務 局	☎ 0986-76-8818
大隅支所産業振興課農政商工・農業委員会係	☎ 099-482-5959
財部支所産業振興課農政商工・農業委員会係	☎ 0986-72-0938
曾 於 市 有 機 セ ン タ ー	☎ 0986-28-8440
曾 於 市 土 壌 分 析 室	☎ 0986-76-7347
曾 於 市 農 業 公 社	☎ 099-482-3765

※土づくりは土壌診断から!土壌診断(無料)をご利用ください。

曾 於 市 賃 借 料 情 報

この賃借料情報については，農家が田畑の貸し借りをする際の参考としてもらうため，令和 4 年の賃借料の情報を提供するものです。
田畑の賃借料の適正を図るため，農業委員会が情報提供するもので，小作（賃借料）については，正規の小作契約手続きにより許可を受け，この賃借料情報を参考として，賃貸人・賃借人相互で十分協議のうえ契約してください。

		平均額	最低額	最高額		平均額	最低額	最高額
末吉地区	田	7,100円	3,000円	24,000円	普通畑	9,200円	900円	121,800円
					飼 料	6,800円	2,300円	10,000円
					茶	17,700円	8,300円	29,700円
大隅地区	田	8,000円	3,500円	12,600円	普通畑	9,100円	4,400円	15,500円
					飼 料	5,800円	2,500円	11,400円
					茶	16,100円	10,500円	22,800円
財部地区	田	9,100円	2,400円	19,400円	普通畑	7,800円	1,600円	10,800円
					飼 料	8,000円	2,500円	19,200円
					茶	21,900円	9,900円	45,000円

(10a当たり)

※ 100 円未満切捨て算出。

曾於市農業委員会委員の候補者を募集します！

曾於市では、推薦及び一般応募による曾於市農業委員候補者を次のとおり募集します。

- 1 **募集人数** 19 人（認定農業者等が過半を占める事、その他利害関係を有さない者、女性や若者の積極的登用）
- 2 **任用期間** 令和 5 年 7 月 20 日から令和 8 年 7 月 19 日までの 3 年間
- 3 **業務内容** 農地の権利移動や転用に係る許認可業務、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等に伴う調査・指導等
- 4 **委員報酬** 46,000 円（月額） 別途活動報酬
- 5 **推薦を受ける者及び一般応募する者の資格**
 - (1) 市内に住所を有する者。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。
 - (2) 市の付属機関の委員でない者
 - (3) 市の職員でない者
 - (4) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でない者
 - (5) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者でない者
- 6 **推薦及び一般応募の方法**
 - (1) 市内の地区又は全域からの推薦を受ける場合
曾於市農業委員会委員推薦書（個人推薦・様式第 1 号）、経歴・農業経営の詳細（別紙）に必要事項を記入し、農業者等 3 人以上が連署して、推薦してください。
 - (2) 団体等から推薦を受ける場合
曾於市農業委員会委員推薦書（法人又は団体推薦・様式第 2 号）、経歴・農業経営の詳細（別紙）に必要事項を記入し、その推薦をする法人又は団体の代表者が推薦してください。
 - (3) 一般募集
自ら応募するときは、曾於市農業委員会委員応募届出書（様式第 3 号）、経歴・農業経営の詳細（別紙）に必要事項を記入し、提出してください。
- 7 **受付期間**
令和 5 年 4 月 4 日(火)から令和 5 年 5 月 1 日(月)までの 28 日間
(受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで) ※ただし、土・日・祝日の場合は、受付できません。
- 8 **選考方法**
曾於市農業委員会委員候補者選考委員会を開催し、提出された書類等をもとに選考します。
なお、必要に応じて面接等を行う場合があります。
- 9 **提出先・問い合わせ先**

◆ 〒 899-8692	曾於市末吉町二之方1980番地	曾於市農業委員会事務局	☎ 0986-76-8818
◆ 〒 899-4192	曾於市財部町南俣11275番地	財部支所産業振興課	☎ 0986-72-0938
◆ 〒 899-8102	曾於市大隅町岩川5629番地	大隅支所産業振興課	☎ 099-482-5959
- 10 **その他**
受付期間の中間及び期間終了後に曾於市のホームページ等で、提出のあった推薦及び一般募集に係る書類をもとに次の内容を公表します。
 - (1) 推薦を受けた者及び一般応募した者の氏名、職業、年齢等
 - (2) 推薦を受けた者の数及びその内の認定農業者の数、応募した者の数

※ 様式第 1 号から様式第 3 号及び経歴・農業経営の詳細（別紙）については、農業委員会事務局又は各支所産業振興課にお問い合わせください。

農業者年金制度の ポイント

農業者年金は、将来の年金給付に必要な原資を自ら積み立てていく「積立方式」で、長期的に安定した制度です。

加入要件は、**国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者でないこと）で、年間60日以上農業に従事する者は、誰でも加入できます。**

保険料には、「通常保険料」と「特例保険料」があり、「通常保険料」は、月額20,000円から67,000円までの間で、千円単位で加入者が自由に選択し、いつでも変更できます。

また、**支払った保険料の「全額が社会保険料控除対象」となり、税制面でも有利**となっています。「特例保険料」は、政策支援（下記表参照・国庫補助）を受ける場合の保険料です。

●次世代を担う若い**農業後継者等**に手厚い政策支援を行っています。

- ※ 政策支援を受けるには、年金納付期間が20年以上見込まれること及び農業所得が900万円以下であることが必要です。政策支援による保険料の月額は国庫補助額を含めて20,000円となります。
- ※ 令和4年から、「**保険料納付下限額の引き下げ**」、「**受給開始時期の選択肢の拡大**」及び「**加入可能年齢の引き下げ**」など、制度が一部見直されています。詳しくは農業委員会事務局またはお近くのJAへお問い合わせください。

【表】

区分	補助対象者	国庫補助額（ ）は自己負担分	
		35歳未満	35歳以上
①	認定農業者で青色申告者	10,000円 (10,000円)	6,000円 (14,000円)
②	認定就農者で青色申告者		
③	①又は②の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は後継者（経営主が農業者年金に加入していないとてかまいません）		
④	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (14,000円)	6,000円 (14,000円)
⑤	35歳未満の後継者で35歳まで（25歳未満の者は10年以内）に①の者になることを約束した者		-

○新規加入者の声



富岡 光規さん（財部町南侯）

富岡さんは、現在ご夫婦で約9haの畑でお茶を栽培し、粗茶の加工をされています。農業者年金には令和2年7月に夫婦で加入されました。個人事業主なので将来が不安であったため、IDECO（イデコ）と迷いましたが、農業者年金がメリットが多いと判断し、入会しましたと教えてくださいました。

○農業者年金受給者の声



柿木 幸夫さん（財部町南侯）

柿木さんは、平成27年2月から農業者年金を受給されています。若いころから家畜商をしながら繁殖牛農家として20頭ほど飼育されておりました。現在は、後継者の息子さんと40頭を飼育されています。

農業者年金の掛け金を納めているときは、大変な時期もありましたが、受給するようになった今では大変ありがたいと語っていただきました。

農地の転用には



許可が必要です!

農地転用とは？

農地転用とは、農地を農地以外にすることです。例えば住宅、駐車場、山林、畜舎などに土地利用を変更することです。このような場合は、自分の土地であっても、あらかじめ県知事の許可を得る必要があります。また、転用許可は全ての農地が対象となり、登記地目が田・畑でなくても、耕作の用に供されている土地も農地と見なされます。

申請の方法は？

申請には、農地法による二つの申請があります。

申請は、本庁の農業委員会事務局、大隅支所・財部支所の産業振興課農政商工・農業委員会係で、受け付けております。

4条申請……自分名義の農地を転用する場合

○自己所有農地に杉・クスギなどを植林する ○自己所有農地に住宅・畜舎などを建築する など

5条申請……他人名義の農地を買って、又は借りて転用する場合

○住宅・畜舎などを建築するため農地を買う・借りる ○他人名義の農地を購入し、杉・クスギなどを植林する
○資材置場、駐車場などとして利用するため農地を買う・借りる など

無断転用には厳しい罰則があります!

許可を受けずに行った行為は、農地法の違反になります。農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、県知事は工事を中止、原状回復命令を命ずることができます。これに従わない場合は、懲役や罰金などが科せられます。罰則は3年以下の懲役、又は300万円以下の（法人は1億円以下）の罰金となります。

**無断転用の土地を有している場合、
今後新たな農地取得（貸し借りも含む）や、
転用の申請を保留にする場合がありますので、
速やかに無断転用の是正を行ってください。**

認定農業者紹介



薄窪 千弘さん 剛志さん

末吉町久保の薄窪千弘さんは、現在青果用加工用甘藷15ha、大根3ha、水稻50aを奥さんと長男の剛志さん夫婦の4人で経営されております。近年まで曾於市で1軒の葉タバコ農家でしたが、甘藷作に転向されました。

甘藷については、基腐病の被害が出ておりますが、対策に懸命に努力されながら、いつでも皆さんが安心して食べられる作物を生産したいと奮闘中です。

新規就農者紹介

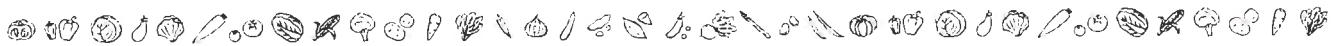


米澤 拓真さん

末吉町見帰の米澤拓真さんは、機械の操作が大好きで8歳のころから農業をするという夢を持って、両親の作業を手伝いながら、地元の曾於高校を卒業され、令和4年4月から実家の農作業に本格的に従事されました。

現在、約13haの畑に、さつまいもや大根・ニンジンなど露地野菜を中心とした栽培に取り組まれています。

今後の目標は、まずはサツマイモの基腐病対策にしっかりと取り組み、法人化した家族経営農業の更なる経営拡張を目指したいと話してくださいました。



曾於市農業委員・農地利用最適化推進委員名簿(任期 令和2年7月20日から令和5年7月19日まで)

○農地に関するご相談・お問い合わせは、お近くの農業委員・最適化推進委員又は農業委員会事務局まで！

地区	農業委員	農地利用最適化推進委員	地区	農業委員	農地利用最適化推進委員
末吉地区	山口 裕之	中村 智明	財部地区	吉満 忠吉	豊田 幸一
	迫 将嗣	増田 辰雄		柿木 伸幸	田中 正美
	光行 純市	瀬崎 由美		片平 敏生	徳石 昭子
	末鶴ひとみ	松下美智代		小倉 範房	橋口 まゆ
	濱田 實	薄窪 剛志	“全国農業新聞”の購読を! 全国農業新聞は、農業者の利益代表機関である農業委員会系統組織の「全国農業会議所」が、農業者の立場に立って編集発行している“農業者のための情報誌”です。農業者必読の農業専門誌として好評いただいておりますので、この機会に是非あなたもご購読ください。 毎週金曜日発行 定価 月700円(送料を含む)		
	森岡 俊弘	川越 孝一			
	高岡 俊彦	新田 栄博			
	岡元 康子	竹下 友子			
大隅地区	大口 徳明	吉崎 祐一	申し込みは… 農業委員会事務局・各支所産業振興課 農政商工・農業委員会係へお声掛けください。		
	荻迫 純明	新留 博文			
	池之上三好	永田幸八郎			
	酒匂 孝一	遠矢 忍			
	伊地知輝男	有村 龍美			
	八木 強	豊永 肇雄			
	岩村 秀男	領家 一己			

末吉地区 (農業委員会 事務局 ☎ 0986-76-8818)

大隅地区 (農政商工・農業委員会係 ☎ 099-482-5959)

財部地区 (農政商工・農業委員会係 ☎ 0986-72-0938)